

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年2月10日
【発行者の名称】	株式会社ウイズ・ワン (WISS1 Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 美知男
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町3番3号
【電話番号】	(03)5623-6711 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 井手 浩太
【担当 J - A d v i s e r の名称】	宝印刷株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	(03)3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2023年3月16日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ウイズ・ワン https://www.wiss1.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期(中間)
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年6月
売上高 (千円)	1,192,977	1,075,706	1,485,293	817,111
経常利益 (千円)	39,065	52,420	54,985	12,230
当期(中間)純利益 (千円)	74,672	33,940	37,999	7,995
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	45,000	45,000	45,000	45,000
発行済株式総数 (株)	900	900	900	900
純資産額 (千円)	198,038	227,478	263,262	266,675
総資産額 (千円)	617,909	730,043	854,763	924,602
1株当たり純資産額 (円)	2,200.43	2,527.54	2,925.13	2,963.06
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5,000.0 (—)	2,500.0 (—)	5,000.0 (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	1,219.48	377.11	422.22	88.84
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.0	31.2	30.8	28.8
自己資本利益率 (%)	48.0	16.0	15.5	3.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	4.1	6.6	11.8	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	31,292	19,739	78,936	△19,367
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△28,822	△42,169	△75,618	△19,314
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	70,190	44,524	17,973	97,005
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高 (千円)	180,559	202,653	223,944	282,267
従業員数 (人)	140	163	161	186

(注1) 当社は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度又は中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期事業年度の期首から適用しており、第24期中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(注3) 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

(注4) 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注5) 1株当たり配当額及び配当性向について、第24期中間会計期間は中間配当を行っていないため、記載しておりません。

(注6) 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

(注7) 従業員数は就業人員です。

(注8) 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第23期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について監査法人コスモスの監査を、また、第24期中間会計期間(2022年1月1

日から2022年6月30日まで)の中間財務諸表について監査法人コスモスの中間監査を受けておりますが、第21期及び第22期の財務諸表については当該監査を受けておりません。

(注9) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期(中間)純利益を算定しております。また、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第21期は50円、第22期は25円、第23期は50円となります。

2【沿革】

発行者は、1999年東京都中央区日本橋本町において、システムの企画、開発、販売及び設計業務を主たる目的とする会社として、当社代表取締役社長である柴田美知男とソフトウェア技術者の有志が集まり設立いたしました。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
1999年1月	東京都中央区日本橋本町においてシステムの企画、開発、販売及び設計業務を主たる目的として資本金1,200万円にて株式会社ウイズ・ワンを設立
2000年12月	組込技術を活用し、プリンター用組込ソフトウェアを開発
2003年3月	業容拡大により、本店を東京都中央区日本橋大伝馬町に移転
2015年3月	情報セキュリティマネジメントシステムISO27001の認証を取得
2015年10月	労働者派遣事業の認可を取得
2015年12月	九州地区の受注拡大に伴い、福岡市博多区に九州開発センターを開設
2017年7月	IoTの調査研究、情報把握と業務拡大を目的にIoT推進コンソーシアムへ入会
2018年4月	受託開発の拠点として東京都中央区小伝馬町に日本橋開発センターを開設
2019年3月	新人教育の充実のため、東京都中央区小伝馬町に教育センターを開設
2020年4月	受託開発の拡大を受け、日本橋開発センターを東京都中央区大伝馬町に移設 EC用クラウド型アプリサービス『evone』によりSaaS事業に参入 ドローン活用アプリ開発事業に参入
2021年3月	業務品質向上を目的に品質管理マネジメントシステムISO9001の認証を取得
2021年4月	九州地区の受注拡大に伴い、九州開発センターを九州支社に変更

(注)「SaaS」は「Software as a Service」の略で、ベンダーが提供するクラウドサーバーにあるソフトウェアを、インターネット経由でユーザーが利用できるサービスです。

3 【事業の内容】

当社では主にオープンシステム開発を中心とした業務システムの提案を行うシステム開発事業及びネットワーク/サーバ構築、保守・運用、評価検証を行うインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っております。本社、九州支社で事業の内容は同様であります。九州支社は現在新規営業先の開拓、人材育成に注力しており、長期的視点で拡大を目指しております。

各事業の内容は次のとおりであります。なお、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) システム開発事業

① 各種システムの設計、開発及び保守業務

大手システムインテグレータを経由して受託したシステム開発や顧客から直接受託したシステム開発を行っております。基本的に顧客先に常駐して顧客システムの開発・保守を行います。

金融、通信、流通、サービス等の幅広い分野の業務システムを開発しており、販売管理、顧客管理などの基幹システム開発、保守運用などシステム開発全般を行っております。また、ソフトウェアの評価・検証も行っております。

【業種及び事例】

■金融

- ・証券基幹システム更改
- ・クレジット基幹システム再構築
- ・銀行営業店端末及びATM業務開発
- ・生保業務システム開発

■流通

- ・生協向け物流システム開発
- ・生協向け運用システム開発、保守
- ・宅配企業システム更改
- ・販売管理システム開発

■通信

- ・顧客管理システム開発
- ・通信会社収支管理システム更改
- ・セキュリティソフト開発
- ・統合型資産管理パッケージ保守開発

■一般/その他

- ・旅行業務システム開発
- ・電力小売業精算管理システム開発
- ・購買管理パッケージ保守開発
- ・セキュリティ対策パッケージ保守

【技術領域】

OS	DBMS	開発言語	その他
UNIX、Linux、Windows、汎用機OS 他	Oracle、SQL Server、MySQL、PostgreSQL、DB2、MariaDB、Aurora 他	Java、JavaScript、PHP、Python、.NET(C#、VB)、C/C++、COBOL 他	AWS、Azure、Apache、IIS、WebLogic、WebSphere、Interstage 他

(注1) 「AWS」は「Amazon Web Services」の略で、Amazon社が提供するクラウドサービスです。

(注2) 「Azure」は、マイクロソフト社が提供するクラウドサービスです。

(注3) 「Apache」は、オープンソースのWebサーバソフトです。

(注4) 「IIS」は、「Internet Information Services」の略で、マイクロソフト社が提供するWebサーバソフトです。

(注5) 「WebLogic」は、Oracle社が提供するアプリケーションサーバです。

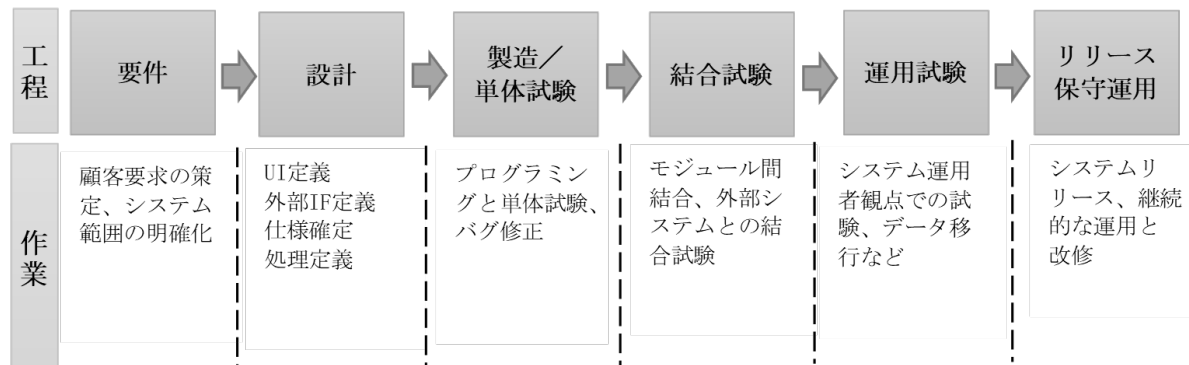
(注6) 「WebSphere」は、IBM社が提供するアプリケーションサーバです。

(注7) 「Interstage」は、富士通が提供するシステム構築用のミドルウェアの総称です。

② 受託開発業務

業務システムやWebアプリ、モバイルアプリ等の各種ソフトウェア開発について、要件定義、設計、製造、試験、運用の各工程に合わせたチームを構築して受託開発を行っております。

【受託開発での標準フロー】

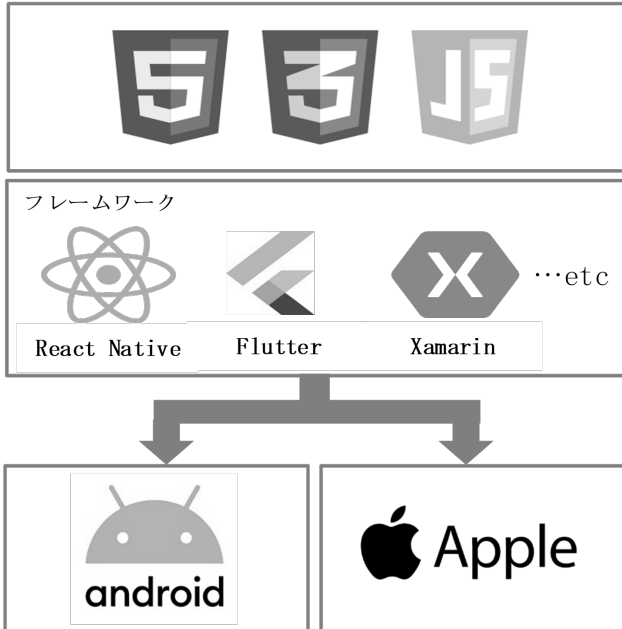


③ IoT・エンベデッドシステム、スマートデバイス開発業務

IoT 関連の各種アプリケーションや制御・組み込み系のエンベデッドシステム開発(注1)、Android、iOSを中心としたスマートデバイス向けアプリケーションの開発を行っております。

スピード感を求められるスマートフォンアプリ市場でスピーディかつコストを抑えたハイブリッドアプリ開発(注2)を行っております。当事業においてはアジャイル開発を積極的に採用しています。

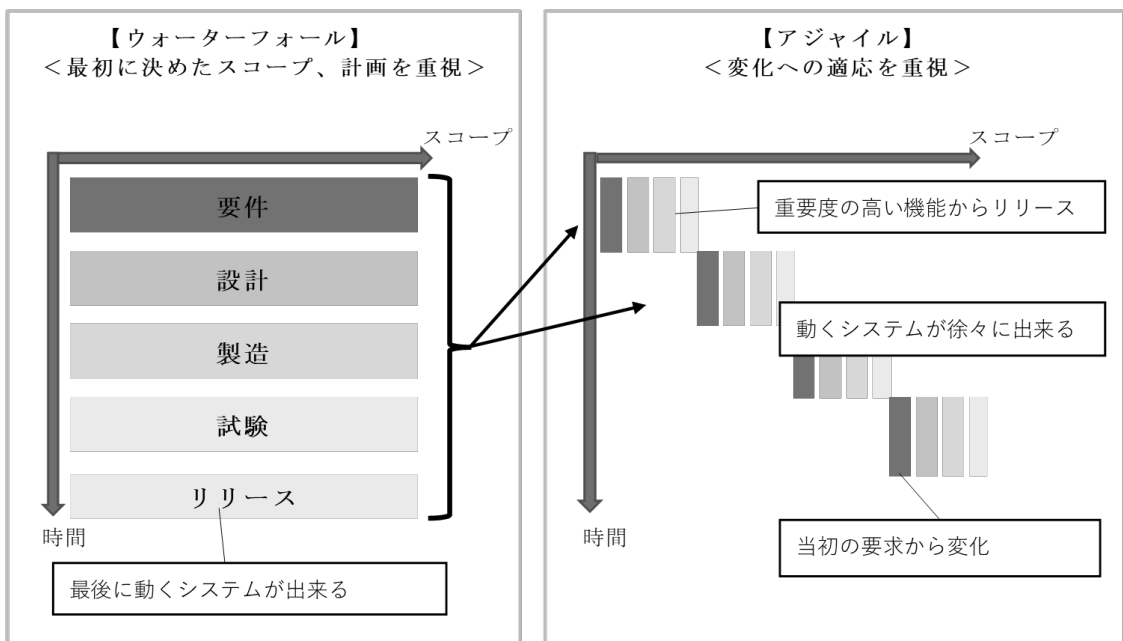
【ハイブリッドアプリ開発のイメージ】



【開発事例】

- Androidカーナビ開発
- 会員向けカラオケ配信アプリ開発
- 赤外線通信パッケージ開発
- 警察業務支援アプリ開発
- 高齢者見守りウォッチ向けアプリ開発
- 児童向け見守りアプリ開発
- 通信事業者ポイントアプリ開発
- コード決済アプリ開発
- ショッピングアプリ開発

【アジャイルでの開発】



(注1) エンベデッドシステム開発とは、家電・自動車・製造ロボットなどに組み込まれているコンピューターシステムの開発です。

(注2) ハイブリッドアプリ開発とは、AndroidとiOSと異なったOSで動くアプリ開発にフレームワークを介してHTML、CSS、JavaScriptなどWebアプリ開発の技術を利用し、短期間に行える開発手法です。

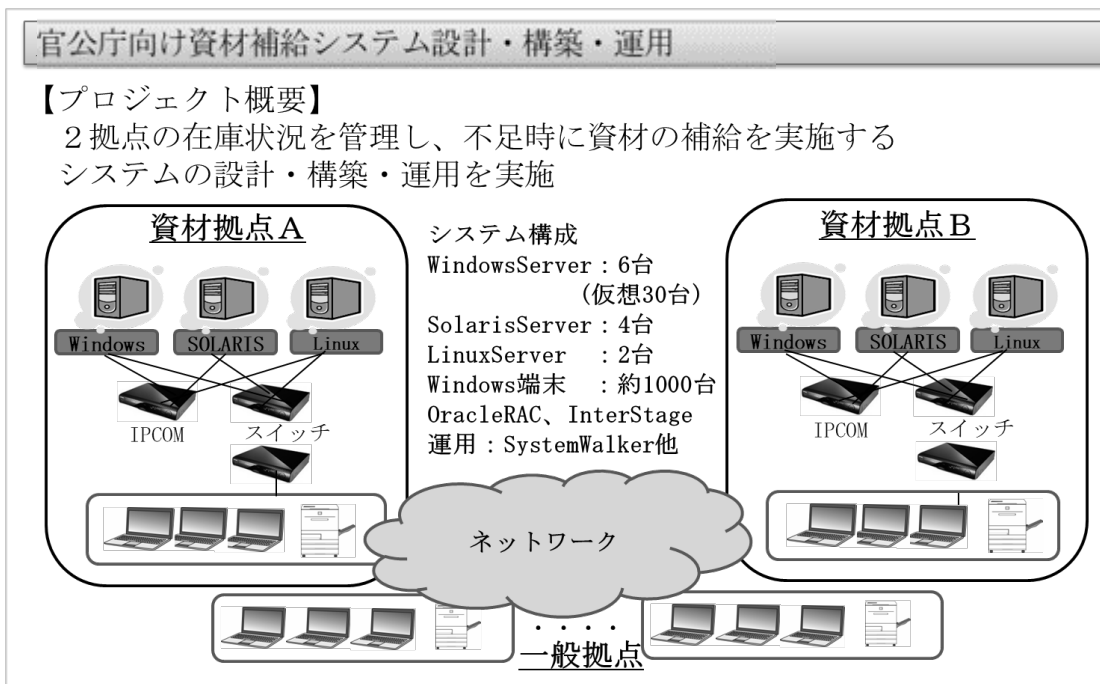
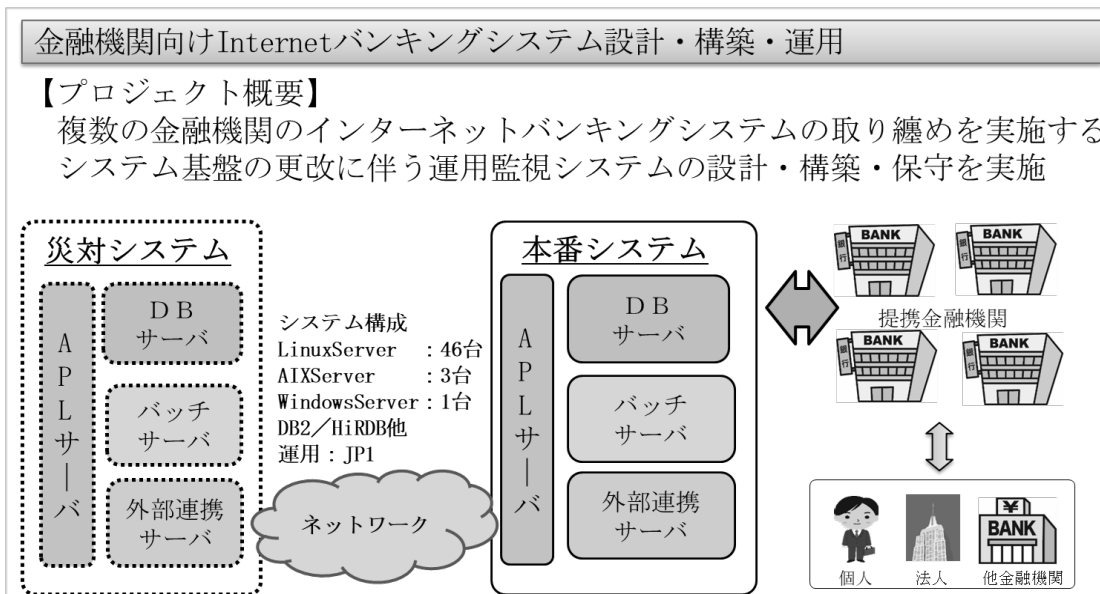
(2) インフラ事業

① サーバー・ネットワーク構築業務

インフラ構築（ネットワークの設計、ハードウェア・ミドルウェアの導入）を行っております。個別オンプレミスでのインフラ構築だけでなく、パブリッククラウド・プライベートクラウドを活用したインフラ構築を行っております。

② システム運用業務

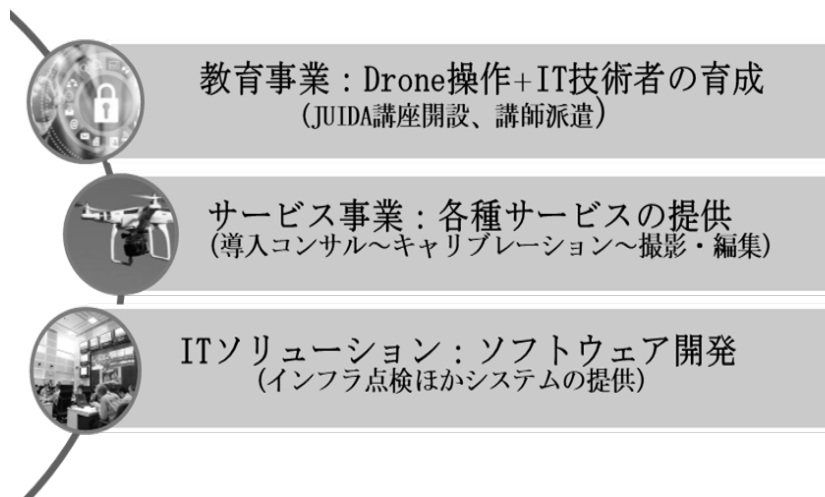
日常的な運用業務・オペレーション代行など、システムの安定稼働を維持し、運用管理における顧客の負担を軽減する業務を行っております。システム運用管理の一括受託から運用監視要員の派遣、サーバー及びネットワークの運用管理等を行います。



(3) その他

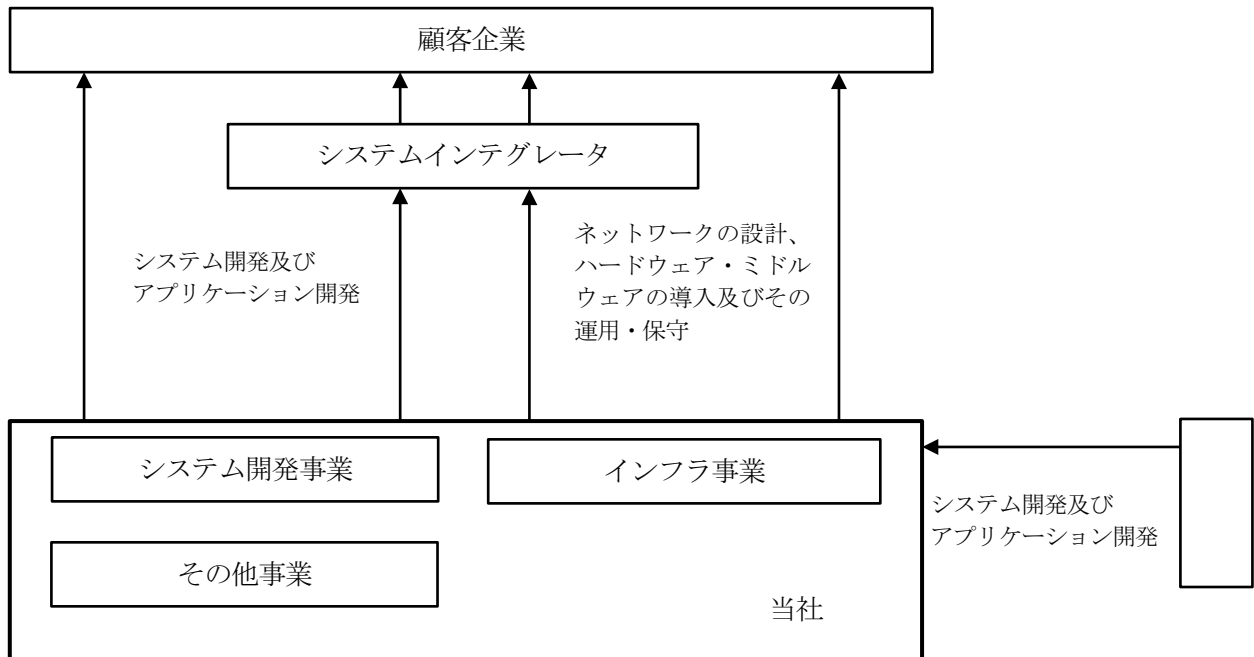
ドローン事業

ドローンの活用支援として、ドローン技術者の育成を行う教育事業、導入支援から動画の企画・撮影・編集をワンストップで行うサービス事業、防災や災害対策等のソフトウェア開発を行うITソリューション事業を行っております。なお、当該ドローン事業の売上は前連結会計年度、当連結会計年度ともに些少であります。



(事業系統図)

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
186	32.3	5.0	4,426

(注1) 従業員数は就業人員であります。

(注2) 従業員数は、最近1年間において25人増加しております。事業拡大、将来を見越して積極的に採用を行ったことが著しい増加の要因です。

(注3) 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

(注4) 当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

(第23期事業年度(自2021年1月1日至2021年12月31日))

当事業年度における世界経済は、米国での大規模な経済対策、欧米での新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の進展や人の移動制限の緩和などを背景に回復基調にあるものの、米国やアジア新興国における感染再拡大への懸念や世界的な半導体不足による消費財の減産等から回復の勢いが鈍化し、さらに中国経済が内外需ともに伸び悩みを見せるなど、先行き不透明感が継続しております。

日本経済は、海外経済の回復に伴う輸出増加等を背景に回復傾向にあり、中でも製造業の設備投資や住宅投資に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の収束への見通しが依然として不透明な中、サービス分野などを中心に景気の足踏み状態が続いております。

当社が属する情報サービス産業においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することは難しく、一部業種における顧客企業のIT投資延期や意思決定の保留も依然として見られるなど、依然として厳しい状況が継続しております。しかし、一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、AI・ロボット技術を活用したリモート作業やEC(電子商取引)、リモートワークなどの需要増加が見込まれるとともに、社会全体の変革を目的としたDX(デジタルトランスフォーメーション)が拡大基調にあり、業務効率化のためのICT・IoT投資も今後増加することが見込まれるなど、企業成長、競争力強化を目的とするIT投資は総じて底堅く推移すると予想されております。

このような環境下において、当社は引き続き、当社製品・サービスの活用によって顧客企業の成長を強力に支援するとともに、働き方改革に伴う生産性の向上や業務の効率化を目指し、更なる採算性の重視、品質の向上に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は1,485,293千円(前年同期比38.1%増加)、営業利益は9,177千円(前年同期は営業損失27,344千円)、経常利益は54,985千円(前年同期比4.9%増加)、当期純利益は37,999千円(前年同期比12.0%増加)となりました。

なお、当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメントごとの記載に代えて、事業別に記載いたします。

[システム開発事業]

売上高は1,213,274千円(前年同期比44.5%増加)となりました。これは主に新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた既存顧客に対する継続的な受注活動、積極的な人材の採用及びパートナー企業との連携強化等によるものです。

[インフラ事業]

売上高は272,019千円(前年同期比15.4%増加)となりました。システム開発事業と同様、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた持続的な受注活動等によるものです。

(第24期中間会計期間(自2022年1月1日至2022年6月30日))

当中間会計期間(2022年1月1日から2022年6月30日)における世界経済は、米国での大規模な経済対策、欧米での新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の進展や人の移動制限の緩和などを背景に回復基調にあるものの、米国やアジア新興国における感染再拡大への懸念や世界的な半導体不足による消費財の減産等から回復の勢いが鈍化し、さらに中国はロックダウンなどの活動制限が実施された影響もあり、内外需ともに伸び悩みを見せております。加えて、2022年2月よりロシアによるウクライナ侵攻が行われており、ロシアへの経済・金融制裁の実施も相まって、資源・食料価格の高騰やサプライチェーンの混乱を招き、世界的なインフレ圧力が高まっております。金融政策や為替相場も不安定に推移し、先行き不透明感が継続しております。

日本経済は、世界経済の回復に伴う輸出増加等を背景に回復傾向を見せ、中でも製造業の設備投資や住宅投資に持ち直しの動きが見られます。また、新型コロナウイルス感染症の収束への見通しは依然として不透明

明であるものの、ワクチン接種や徹底した感染予防対策等の進展から、行動制限が順次緩和された結果、2022年3月以降、景気動向は総じて回復基調で推移しております。ただし、我が国の低金利政策継続を受けた円安が進行するなど、不安要素も内包しております。

当社が属する情報サービス産業においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することは難しく、一部業種における顧客企業のIT投資延期や意思決定の保留も見られるなど、依然として厳しい状況が継続しております。しかし、一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、AI・ロボット技術を活用したリモート作業やEC（電子商取引）、リモートワークなどの需要増加が見込まれるとともに、社会全体の変革を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）が拡大基調にあり、業務効率化のためのICT・IoT投資も今後増加することが見込まれるなど、企業成長、競争力強化を目的とするIT投資は総じて底堅く推移すると予想されております。

このような環境下において、当社は引き続き、当社製品・サービスの活用によって顧客企業の成長を強力に支援するとともに、働き方改革に伴う生産性の向上や業務の効率化を目指し、更なる採算性の重視、品質の向上に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は817,111千円、営業利益は12,531千円、経常利益は12,230千円、中間純利益は7,995千円となっております。

当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメントごとの記載に代えて、事業別に記載いたします。

[システム開発事業]

売上高は669,510千円となりました。新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた既存顧客に対する継続的な受注活動、積極的な人材の採用及びパートナー企業との連携強化等により、業績は堅調に推移しております。

[インフラ事業]

売上高は147,601千円となりました。システム開発事業と同様、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた持続的な受注活動等により、業績は堅調に推移しております。

なお、当社は2022年12月期中間期より中間財務諸表を作成しているため、対前年同期増減率については記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

(第23期事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日))

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は223,944千円（前年同期比21,290千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は78,936千円（前年同期は19,739千円の獲得）となりました。主な増加要因は税引前当期純利益の計上54,985千円、未払金の増加額51,033千円等、主な減少要因は売上債権の増加額53,634千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は75,618千円（前年同期は42,169千円の使用）となりました。主な減少要因は定期預金等の預入による支出79,250千円等、増加要因は定期預金等の払戻による収入19,444千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は17,973千円（前年同期は44,524千円の獲得）となりました。その増加要因は長期借入れによる収入80,000千円、短期借入金の純増加額7,450千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出60,227千円等によるものであります。

(第24期中間会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日))

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は282,267千円（前事業年度末比58,323千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

す。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は19,367千円となりました。主な減少要因は法人税等の支払額15,227千円、未払消費税等の減少額10,668千円、未払金の減少額8,356千円等によるものであり、主な増加要因は売上債権及び契約資産の減少額14,688千円、税引前中間純利益の計上12,230千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は19,314千円となりました。主な減少要因は定期預金等の預入による支出18,700千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は97,005千円となりました。増加要因は長期借入れによる収入150,000千円によるものであり、主な減少要因は長期借入金の返済による支出41,595千円、配当金の支払額4,500千円等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産、仕入実績

生産実績につきましては、該当事項はありません。また、仕入実績につきましては、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

受注実績につきましては、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

(第23期事業年度(自2021年1月1日至2021年12月31日))

当事業年度の販売実績を事業部門ごとに示すと、以下のとおりです。

事業部門の名称	当事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	前期比(%)
システム開発事業 (千円)	1,213,274	144.5
インフラ事業 (千円)	272,019	115.4
合計 (千円)	1,485,293	138.1

(注1) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

(注2) ドローン事業の売上はインフラ事業に含めております。

相手先	前事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)		当事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
TDCソフト(株)	460,015	42.8	733,790	49.4
富士通(株)	147,189	13.6	189,618	12.7

(注3) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(第24期中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日))

第24期中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、以下のとおりです。

事業部門の名称	当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
システム開発事業 (千円)	669,510
インフラ事業 (千円)	147,601
合計 (千円)	817,111

(注1) 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

(注2) ドローン事業の売上はインフラ事業に含めております。

相手先	当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
TDCソフト㈱	420,239	51.4
富士通㈱	85,433	10.5

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

日本経済は今後、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響による輸出の減少、製造業の落ち込み、雇用・所得の低下が見込まれており、全体的に厳しい状況での推移が見込まれております。

当社が属する情報サービス産業においては、システム投資には慎重な姿勢が見込まれるものの、クラウドコンピューティング、AI(Artificial Intelligence)、IoT(Internet of Things)、RPA(Robotic Process Automation)、ブロックチェーン及びマイクロサービス等の技術革新によるデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)の潮流が、企業の競争力強化に向けた戦略的投資需要を高め、IT投資需要は増加基調で推移していくことが見込まれております。

一方で、IT技術者不足が常態化し人材の確保及び育成が大きな課題となっております。こうした経営環境に対応するため、今後当社といたしましては、技術力、営業力及び開発力の強化に加えオンラインを活用した事業活動を行い、顧客の更なる価値向上に貢献するため、特に下記の4点を重要課題として取り組んでまいります。

(1) 技術力確保と品質向上及び生産性向上

当社が属する情報サービス産業においては、技術革新のスピードが速く、特にソフトウェアを支える技術は日々進化しております。クラウドコンピューティング、AI、IoT、RPA、ブロックチェーン及びマイクロサービス等の技術革新による業務効率化等のニーズの高まりにより当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。

こうした事業環境の中、最先端技術習得の強化と専門技術の高度化を図り、最新の技術力確保と品質向上に努め、開発コストの低減を図り生産性向上に努めてまいります。

(2) 技術者の確保

当業界において優秀な技術者を確保することは、会社の発展、成長に欠かせない要件となっております。

このような状況下、当社はオンラインを活用した採用活動を推進しながら、継続的な会社の発展、成長を支えるための新卒採用活動を強化し、優秀な技術者の確保に努めております。

また、技術者確保のひとつの方法として、パートナーと位置付ける協力会社からの技術者の受け入れを行っており、新規開拓及び継続的關係強化により社外からの技術者の確保にも努めてまいります。

(3) 人財の育成

当社は、人財が重要な財産であると認識し、会社を発展成長させるための重要な課題として人財育成に取り組んでおります。技術面においては、最先端技術習得の強化と専門技術の高度化による技術力の向上をはじめ、プロジェクトマネジメント力及び品質管理能力の向上を図っております。営業面においては、業界動向や顧客情報の早期収集により顧客目線に立った提案力の強化を図っております。「社員の挑戦を後押しする人事制度」を目標に掲げ、人事制度の見直しに取り組んでまいります。

(4) 業務の適正を確保するための体制の強化

当社は、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保のため、違法行為や不正等が行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう、内部統制システムを整備し適切に運用してまいります。

また、コンプライアンスに留意のうえ企業統治を一層強化する観点から、継続的改善に努める旨の内部統制システムの構築に関する基本方針を決定しております。

詳細は、「第一部 企業情報 第5【発行者の状況】 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】」に記載のとおりであります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境について

システム開発事業においては、設備投資及び開発投資動向が当社の想定どおりに推移する保証はなく、顧客の収益動向が悪化した場合は情報サービス投資が縮小し、当社の経営成績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。また、当社事業については、システム開発以外の各企業等の情報化投資の動向により影響を受ける可能性があります。

また、大規模事業者から小規模事業者まで多数の事業者が存在しており、これら事業者との競合が生じております。現状においては、政府や民間企業のIT化推進等に伴い業界全体における開発需要は堅調であるものの、一部で競合激化等による価格競争は生じております。この影響による開発需要の減少や新規参入増加等により更に競争が激化した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、長年積み重ねたシステム開発事業の経験を活かし、既存顧客を中心としたリピートオーダーの確保や新たなニーズの掘り起こしに加え、需要拡大が見込まれる成長分野や新規顧客の獲得に向けた営業活動を積極的に進めてまいります。

(2) 特定取引先への依存について

当社の販売先上位であるTDCソフト株式会社の売上高構成比は、当事業年度において約49%であります。また、富士通への売上高比率も約13%となっており、合計が60%以上となり、2社に占める依存度が高い状況にあります。当社としては今後も、上記2社に対して積極的な営業活動を行い受注拡大に努めてまいります。が、上記2社の方針や事業戦略等に変化が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、更なる事業拡大に向け上記2社以外にもNTTグループ等との取引拡大に向け注力しており、今後においても継続的に受注拡大を図ってまいります。

(3) 収益構造について

当社のほとんどの事業においては、原価の相当部分が、人件費、賃貸料などの固定費で構成されているため、売上の小幅な減少であっても、営業利益に大きな影響を及ぼすこととなります。このようなリスクへの対応策として、当社では、構造改革（固定費削減等）による損益分岐点低下に努めているものの、このような収益構造が、当社の経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(4) 当社の事業体制等について

① 開発プロジェクトの管理について

システム開発事業においては、請負契約により受注することもあります。当該業務の性質上、作業見積り等により受注条件の交渉を行っております。当初の見積り以上の作業工数が必要となり開発案件の採算性悪化や作業遅延が発生したり、契約後におけるシステム開発案件の仕様変更等により開発費用の追加が発生したりする可能性もあり、受注競争激化や優秀な技術者不足による見積精度の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、今後においても技術者教育の強化と共に、作業遅延等が発生しないようプロジェクトマネジメント力の強化を図ってまいります。

② 当社が開発するソフトウェアの不具合発生について

システム開発事業においては、顧客の検収後にシステムの不具合（いわゆるバグ）等が発見される場合があります。当社が顧客へ納品するソフトウェアの不具合等に起因して顧客企業等における重大なシステム障害が発生した場合や、不具合等の発生に対して適切且つ迅速な処理または対応が困難となった場合には、顧客からの損害賠償請求や当社の信頼低下等が生じる恐れがあり、当社の事業展開、経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、ISO9001を認証取得し、品質マネジメントシステムに基づいた品質管理体制を構築し品質向上対策の強化に努めており、今後においても顧客へ納品するソフトウェアの不具合等の発生防止に留意してまいります。

③ 情報セキュリティ管理について

当社は顧客の情報システムを構築する過程において、個々の顧客業務内容等の機密情報を入手し得る立場にあることから、当社の過失や第三者による不法行為によって顧客の個人情報や機密情報、当社が保有する個人情報等が外部へ流出した場合には、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、情報セキュリティ基本方針に基づき、個人情報を含めた情報管理に関する社内教育を徹底し、外部委託先との機密保持契約の締結や入退出管理、アクセス可能者の制限、アクセスログ取得等の情報セキュリティ対策を適切に実施しております。

また、当社ではISO27001に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを用いた情報セキュリティ体制を構築し情報セキュリティ対策の強化に努めており、今後においても個人情報を含めた機密情報の漏えい防止に留意してまいります。

④ 新規事業に係るリスク

当社は、2020年中期経営計画において、新規事業への挑戦として、ドローン事業及びSaaS事業の展開を計画しております。これにより、人材の採用やシステム開発等の追加的な投資が発生し、安定的な収益を生み出すには時間を要することが想定されます。SaaS事業については、2022年末までに売上の見込みが立っておらず、2023年以降見直しも含め検討しています。新規事業の内容によっては固有のリスク要因が加わる可能性や、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 開発技術について

① 技術革新への対応について

ソフトウェア業界においては、技術革新のスピードが速く、ソフトウェアを支える技術は日々進化しております。

最新技術の習得及び開発技術力の向上については、個々の技術者の取り組みに依存する部分もあり、業界における技術革新に対して当社の対応が遅れた場合には、顧客企業に提供する技術品質の低下等により、競争力が損なわれ、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、毎年見直しを図りながら実践的な技術教育を行うと共に、最先端技術や注力分野の技術者育成にも積極的に取り組んでおります。個々の技術者が継続的にスキルアップできるようなフォローアップ体制も強化しながら、今後においても継続的に技術者教育に取り組んでまいります。

② 知的財産権の対応について

システム開発事業においては、ソフトウェア開発にかかる技術ノウハウの蓄積は推進しているものの、公知の技術を活用した受託開発が主体であることから、当社の開発成果による特許性を有する独自技術等は生じ難い業態であります。

一方で、当社が属するソフトウェア業界等においては、自社技術保護の観点から知的財産権が注目され、特許等の申請が増加傾向にあります。当社が事業上用いる技術ノウハウ等について、当社が認識しない第三者が既に知的財産権を取得している、もしくは、第三者が今後において知的財産権を取得した時には、当該第三者より使用差止及び損害賠償等の訴えを起こされる場合や知的財産権の使用にかかる対価の支払い等が発生する恐れがあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、弁護士や弁理士への事前相談を行う等により、第三者が保有する知的財産権を侵害しないよう

に留意しつつ事業を展開しており、今後においても継続的に留意してまいります。なお、現時点において、第三者より知的財産権の侵害に関する指摘等を受けた事実はありません。

(6) 法的規制について

① 労働者派遣及び準委託契約による業務について

当社は顧客企業と業務請負契約を締結後、業務の遂行にあたり、当社の従業員が顧客企業内にて業務を行う必要が生じた場合には、必ず監督者としてリーダーを常駐させ、従業員への指揮命令を当該リーダーが行うこととする体制にしております。また当該リーダーからは定期的な業務報告を受けることとしており、偽装請負問題に発展しないための対策を講じるなど、関係法令を遵守して運営しております。しかしながら、労働者派遣法に定める派遣事業主としての欠格事由に該当もしくは当局により偽装請負問題を指摘され、是正指導に従わない等、法令に違反する事項が発生した場合には、事業の停止や派遣事業者の許可の取り消しをされる可能性があり、その場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 長時間労働と労務問題について

当社は、時間外労働及び休日労働を含めた全ての勤務時間管理については、全てクラウド勤怠管理システムで時間管理をしておりますが、提供するサービスや構築システムの社会性の高さ、また、システム開発の属人性の高さから、緊急時において長時間労働が発生する可能性があり、健康問題や労務問題につながる可能性があります。

(7) 災害等の発生について

地震・暴風雨・洪水等の自然災害、火災・テロ・暴動・戦争等の人災、感染症が発生し、当社の従業員の勤務に大きな支障をきたした場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の拠点及び顧客先において、社会インフラの損壊や機能低下等、予想を超える事態が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、在宅勤務へ移行するなど、従業員の健康と安全の確保と事業継続の両立を図っております。しかしながら、開発プロジェクトメンバーや顧客、協力会社関係者等において、新型コロナウイルスに感染し、関係者同士の接触等により感染が拡大した場合は、出勤停止措置等により、開発プロジェクトが一定期間中断される可能性があり、状況が長期化した場合には業績が悪化するリスクがあります。また、顧客の投資延期、中止により受注が減ることにより、業績が悪化するリスクがあります。

(9) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」とします）において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社（以下「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態になった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の（a）から（c）に定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再生計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcま

でに掲げる場合には、当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払い不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- (4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再生計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

- (5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

- (6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上

場合社との 業務上の連携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもちと認められる行為) で定める行為 (以下 本号において「吸収合併等」という。) を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主 (甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者) が異動した場合 (当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入 (実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定 (持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式 を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる株の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式会社合併その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- (16) 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- (17) 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
- (18) その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(第23期事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日))

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は564,478千円で、前事業年度末に比べ56,660千円増加しております。主な増加要因は売掛金の増加53,634千円、現金及び預金の増加22,783千円等、主な減少要因は未収入金の減少16,353千円等によるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は290,285千円で、前事業年度末に比べ68,060千円増加しております。主な増加要因は長期預金の増加42,354千円等によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は381,815千円で、前事業年度末に比べ81,318千円増加しております。主な増加要因は未払金の増加51,033千円、未払法人税等の増加14,889千円、短期借入金の増加7,450千円、1年内返済予定の長期借入金の増加5,154千円等によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は209,686千円で、前事業年度末に比べ7,619千円増加しております。長期借入金の増加14,619千円及び社債の減少7,000千円等によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は263,262千円で、前事業年度末に比べ35,783千円増加しております。当期純利益37,999千円の計上による利益剰余金の増加及び剰余金の配当2,250千円による利益剰余金の減少等によるものです。

(第24期中間会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日))

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は610,772千円で、前事業年度末に比べ46,293千円増加しております。主な増加要因は現金及び預金の増加61,223千円等、主な減少要因は売掛金及び契約資産の減少14,688千円等によるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は313,830千円で、前事業年度末に比べ23,545千円増加しております。主な増加要因は長期預金の増加15,799千円、長期前払費用の増加6,521千円等によるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は369,523千円で、前事業年度末に比べ12,292千円減少しております。主な減少要因は未払法人税等の減少10,995千円、未払消費税等の減少10,668千円、未払金の減少8,356千円等、主な増加要因は1年内返済予定の長期借入金の増加26,187千円等によるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は288,404千円で、前事業年度末に比べ78,718千円増加しております。主な増加要因は長期借入金の増加82,218千円等によるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は266,675千円で、前事業年度末に比べ3,413千円増加しております。主な増加要因は中間純利益7,995千円の計上による利益剰余金の増加等、主な減少要因は剰余金の配当4,500千円による利益剰余金の減少によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 運転資本

上場予定日(2023年3月16日)から12か月間の当社グループの運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(第23期事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日))

当事業年度において、当社は840千円の設備投資を行っております。その内訳は、建物附属設備840千円(九州支社の内装工事840千円)であります。なお、重要な設備の除却等は行っておりません。

(第24期中間会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日))

当中間会計期間において、当社は設備投資を行っておりません。また、重要な設備の除却等は行っておりません。

2【主要な設備の状況】

第24期中間会計期間末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2022年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能	91	1,276	1,367	165 (-)
九州支社 (福岡市博多区)	事務所	774	-	774	21 (-)

(注1) 当社はシステム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(注2) 本社及び九州支社は賃借物件であり、その年間賃借料は、本社14,738千円、九州支社2,713千円であります。

(注3) 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2021年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	360,000	270,000	900	90,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	360,000	270,000	900	90,000	—	—

(注1) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、発行済株式総数は同日付で89,100株増加し、90,000株となっております。

(注2) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づいて同日付で定款の変更が行われ、普通株式の発行可能株式総数を360,000株に変更するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年12月17日 (注1)	300	900	15,000	45,000	—	—
2022年10月1日 (注2)	89,100	90,000	—	45,000	—	—

(注1) 有償第三者割当 300株
発行価格 50,000円
資本組入額 50,000円
割当先 当社役員、当社従業員、他3名

(注2) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

2022年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	47	48	—
所有株式数(単元)	—	—	—	4	—	—	896	900	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.4	—	—	99.6	100.0	—

(注) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づいて同日付で定款の変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 90,000	900	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 90,000	—	—
総株主の議決権	—	900	—

(注) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づいて同日付で定款の変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、経営成績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を行うことを基本的な方針とし、剰余金の配当の決定機関を株主総会としております。

内部留保資金につきましては、競争力強化のための投資資金及び財務内容のさらなる改善のための資金とし、企業価値の向上に活用してまいります。

なお、当事業年度の配当につきましては、期末配当金を1株につき5,000円とすることといたしました。当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2022年3月26日 定時株主総会決議	4,500	5,000

※ 2022年10月1日付けで1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合50円となります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員状況】

男性10名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	柴田 美知男	1952年5月14日	1971年4月 1976年3月 1992年9月 1994年4月 1999年1月	三浦信用金庫（現かながわ信用金庫）入庫 ㈱スバルコンピュータ入社 ディスコム㈱入社 ティ・アイ・シー㈱入社 当社設立、代表取締役社長就任（現任）	(注1)	(注3)	22,900
常務取締役	経営管理本部長	井手 浩太	1977年7月12日	2001年6月 2008年3月 2014年2月	当社入社 当社取締役就任 当社常務取締役 経営管理本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	8,000
常務取締役	営業本部長	小原 紹五	1948年7月15日	1974年4月 1977年10月 1985年7月 2000年8月 2010年10月 2011年2月 2012年1月	東合交易㈱入社 ㈱アド企画入社 ㈱ビー・エス・シー（現富士通㈱）入社 ㈱フライト（現SCSK Minoriソリューションズ㈱）入社 当社入社 当社取締役就任 当社常務取締役 営業本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	3,300
取締役	第一技術本部長	平野 隼都	1981年10月16日	2006年9月 2015年1月 2020年2月	当社入社 当社技術本部部長就任 当社取締役 第一技術本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	3,500
取締役	第二技術本部長	幸 隆志	1978年11月27日	2005年2月 2012年1月 2014年2月	当社入社 当社技術本部部長就任 当社取締役 第二技術本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	4,600
取締役	第四技術本部長	吉川 正太	1979年12月7日	2002年4月 2012年1月 2014年2月	当社入社 当社技術本部部長就任 当社取締役 第四技術本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	3,000
取締役	第五技術本部長	井手 亮輔	1979年8月27日	2007年6月 2014年1月 2020年2月	当社入社 当社技術本部部長就任 当社取締役 第五技術本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	600
取締役	第五技術副本部長	木村 喜昭	1961年11月6日	1984年4月 1989年4月 2020年4月 2021年4月 2021年4月	ファンック㈱入社 富士通大分ソフトウェアラボラトリ㈱（現富士通㈱）入社 当社出向（2021年3月まで） 当社入社 当社取締役 第五技術副本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	2,000
監査役	—	佐々木 孝興	1959年6月20日	1982年4月 2006年4月 2009年4月 2016年4月 2020年10月 2021年9月	㈱ビー・エス・シー（現富士通㈱）入社 同社パッケージ&サービス本部 事業推進室室長就任 同社サービスビジネス本部 事業推進室室長就任 同社エンベデッドシステム本部 事業推進室室長就任 当社入社 当社監査役就任（現任）	(注2)	(注3)	—
監査役	—	高松 健	1973年9月27日	1997年4月 2013年1月 2015年10月 2017年12月 2019年7月 2020年2月 2021年4月 2021年9月	テクノバン㈱（現テクノバン㈱）入社 同社執行役員就任 キャリア・バン㈱代表取締役就任 ㈱トリプルアイズC00就任 千葉科学大学危機管理学部特別講師就任 ㈱リプレス代表取締役就任（現任） 一般社団法人日本中小企業スマートビジネス推進協会設立、代表理事就任（現任） 当社社外監査役就任（現任）	(注2)	(注3)	—
計								47,900

(注1) 取締役の任期は、2022年10月1日から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(注2) 監査役の任期は、2022年10月1日から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(注3) 2021年12月期における役員報酬の総額は29,542千円（使用人兼務役員の使用人分給与を除く）を支給しております。

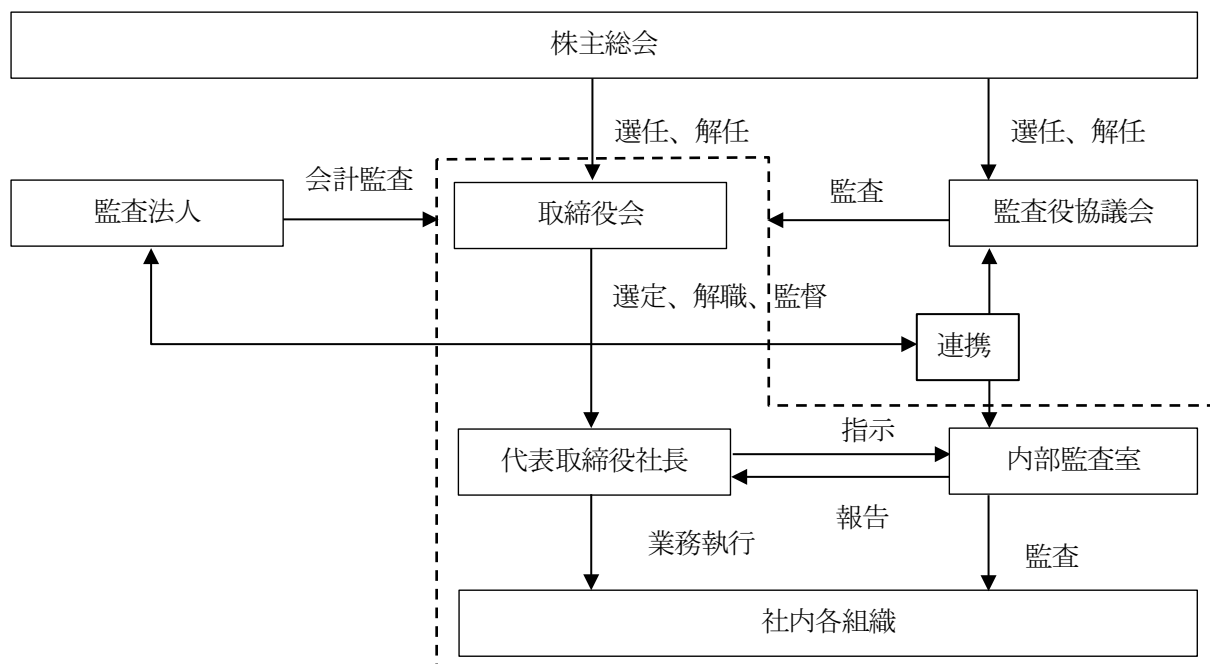
(注4) 取締役井手亮輔氏は、常務取締役井手浩太氏の弟であります。

(注5) 監査役高松健氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付けております。当社の企業価値を継続的に向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、8名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会は毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名の監査役により構成される監査役協議会を開催しております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2021年12月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、犬飼宗次氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名及びその他2名であります。

なお、当社と同監査法人及び監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

なお、当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守に則り「社是」及び「経営理念」を取締役及び使用人全員へ周知します。また、各部門が有する法令・企業倫理遵守責任を補完・強化し、法令遵守に関する施策の推進を行います。

周知に当たっては「コンプライアンス規程」等を活用し、事業活動に係るコンプライアンスに対する取締役及び使用人の責任を明確化致します。

代表取締役が法令・企業倫理遵守に関する通報・相談の対応を行います。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令並びに情報の保存及び管理に関する社内規程に従い適切にその保存と管理を行います。

c. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク管理に関しては、関連する社内規程に従った各部門の自律的な取り組みを基本とし、リスク発生の未然防止及び発生した場合に的確に対応するため、取締役会で経営上のリスクを総合的に分析し、意思決定を図ってまいります。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定例的に開催しております。取締役会は経営方針及び重要な意思決定と業務執行に関する監督等を行う機関として、会社の重要事項を決定します。

なお、取締役の職務については取締役会規則並びに社内規程でその職務を定めております。

e. 監査役がその職務補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社には監査役の職務を補助すべき専属の使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の補助使用人を置くこととし、その補助使用人に対する人事等については、取締役と監査役が事前の協議のうえ決定するものとします。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社及び当社の関係会社に重大な影響を及ぼす事項について報告します。

また、当社は、監査役が取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文章等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を確保しております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査室（担当者1名）が主管部署として業務を監査しております。なお、内部監査室の監査は、取締役会が指定する部署が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外監査役を1名選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役である高松健氏と当社との間には人的関係、資本的關係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしており、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、多様な視点、経験、高度なスキルを有する人材を選任しております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	27,740	27,740	—	—	8
監査役（社外監査役を除く）	1,682	1,682	—	—	1
社外役員	120	120	—	—	1

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

⑮ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	6,000	—
計	6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模・業務の特性等に基づいた監査日数を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2022年1月1日から2022年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	333,788	356,572
売掛金	142,258	195,893
前払費用	4,816	7,451
未収入金	19,407	3,053
その他	7,547	1,507
流動資産合計	507,818	564,478
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	131	907
工具、器具及び備品（純額）	2,695	1,617
有形固定資産合計	※ 2,826	※ 2,524
投資その他の資産		
長期前払費用	29,464	35,692
前払年金費用	8,616	10,610
差入保証金	4,808	9,821
保険積立金	30,089	37,733
長期預金	143,435	185,789
その他	2,984	8,112
投資その他の資産合計	219,398	287,760
固定資産合計	222,224	290,285
資産合計	730,043	854,763

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	55,950	63,400
1年内償還予定の社債	7,000	7,000
1年内返済予定の長期借入金	51,053	56,207
未払金	55,222	106,256
未払費用	79,006	80,312
未払法人税等	338	15,227
未払消費税等	30,315	29,796
預り金	14,016	15,698
賞与引当金	7,593	7,916
流動負債合計	300,497	381,815
固定負債		
社債	29,000	22,000
長期借入金	169,107	183,726
資産除去債務	3,960	3,960
固定負債合計	202,067	209,686
負債合計	502,564	591,501
純資産の部		
株主資本		
資本金	45,000	45,000
利益剰余金		
利益準備金	1,292	1,517
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	181,186	216,711
利益剰余金合計	182,478	218,228
株主資本合計	227,478	263,228
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	33
評価・換算差額等合計	—	33
純資産合計	227,478	263,262
負債純資産合計	730,043	854,763

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2022年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	417,796
売掛金及び契約資産	181,204
前払費用	4,824
未収入金	3,234
その他	3,712
流動資産合計	610,772
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備（純額）	866
工具、器具及び備品（純額）	1,276
有形固定資産合計	※ 2,142
投資その他の資産	
長期前払費用	42,214
前払年金費用	11,649
差入保証金	9,734
保険積立金	38,768
長期預金	201,589
その他	7,731
投資その他の資産合計	311,688
固定資産合計	313,830
資産合計	924,602

(単位：千円)

当中間会計期間
(2022年6月30日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	60,000
1年内償還予定の社債	7,000
1年内返済予定の長期借入金	82,394
未払金	97,900
未払費用	78,385
未払法人税等	4,231
未払消費税等	19,128
預り金	12,315
賞与引当金	8,166
流動負債合計	369,523
固定負債	
社債	18,500
長期借入金	265,944
資産除去債務	3,960
固定負債合計	288,404
負債合計	657,927
純資産の部	
株主資本	
資本金	45,000
利益剰余金	
利益準備金	1,967
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	219,756
利益剰余金合計	221,723
株主資本合計	266,723
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△47
評価・換算差額等合計	△47
純資産合計	266,675
負債純資産合計	924,602

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	売上高	1,075,706		1,485,293
売上原価	952,461		1,285,500	
売上総利益	123,244		199,793	
販売費及び一般管理費	※1	150,589	※1	190,615
営業利益又は営業損失(△)	△27,344		9,177	
営業外収益				
受取利息	50		68	
受取配当金	29		29	
保険配当金	744		377	
助成金収入	77,003		45,620	
その他	5,403		2,408	
営業外収益合計	83,231		48,505	
営業外費用				
支払利息	2,702		2,349	
社債利息	48		34	
社債発行費	715		—	
支払手数料	—		313	
営業外費用合計	3,466		2,697	
経常利益	52,420		54,985	
特別損失				
その他	※2	7,914	—	
特別損失合計	7,914		—	
税引前当期純利益	44,505		54,985	
法人税、住民税及び事業税	9,301		19,722	
法人税等調整額	1,264		△2,736	
法人税等合計	10,565		16,986	
当期純利益	33,940		37,999	

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		746,993	78.4	786,857	61.2
II 外注費		185,389	19.5	473,032	36.8
III 経費		20,079	2.1	25,610	2.0
合計		952,461	100.0	1,285,500	100.0

(注)原価計算の方法は、個別原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	
売上高		817,111
売上原価		679,098
売上総利益		138,013
販売費及び一般管理費	※	125,481
営業利益		12,531
営業外収益		
受取利息		4
受取配当金		18
保険配当金		759
助成金収入		308
その他		410
営業外収益合計		1,501
営業外費用		
支払利息		1,642
社債利息		14
支払手数料		145
営業外費用合計		1,802
経常利益		12,230
税引前中間純利益		12,230
法人税等		4,235
中間純利益		7,995

【中間売上原価明細書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		406,972	59.9
II 外注費		259,274	38.2
III 経費		12,851	1.9
合計		679,098	100.0

(注)原価計算の方法は、個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	45,000	842	152,196	153,038	198,038	198,038
当期変動額						
剰余金の配当			△4,500	△4,500	△4,500	△4,500
利益準備金の積立		450	△450	—	—	—
当期純利益			33,940	33,940	33,940	33,940
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				—	—	—
当期変動額合計	—	450	28,990	29,440	29,440	29,440
当期末残高	45,000	1,292	181,186	182,478	227,478	227,478

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	45,000	1,292	181,186	182,478	227,478	—	—	227,478
当期変動額								
剰余金の配当			△2,250	△2,250	△2,250			△2,250
利益準備金の積立		225	△225	—	—			—
当期純利益			37,999	37,999	37,999			37,999
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				—	—	33	33	33
当期変動額合計	—	225	35,524	35,749	35,749	33	33	35,783
当期末残高	45,000	1,517	216,711	218,228	263,228	33	33	263,262

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	45,000	1,517	216,711	218,228	263,228	33	33	263,262
当中間期変動額								
剰余金の配当			△4,500	△4,500	△4,500			△4,500
利益準備金の積立		450	△450	—	—			—
中間純利益			7,995	7,995	7,995			7,995
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純額）				—	—	△81	△81	△81
当中間期変動額合計	—	450	3,045	3,495	3,495	△81	△81	3,413
当中間期末残高	45,000	1,967	219,756	221,723	266,723	△47	△47	266,675

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	44,505	54,985
減価償却費	753	1,141
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△2,126	△1,993
賞与引当金の増減額 (△は減少)	911	322
受取利息及び受取配当金	△79	△98
助成金収入	△77,003	△45,620
支払利息及び社債利息	2,750	2,384
売上債権の増減額 (△は増加)	△21,366	△53,634
未収入金の増減額 (△は増加)	△19,396	16,353
未払金の増減額 (△は減少)	27,467	51,033
未払費用の増減額 (△は減少)	27,024	1,306
未払消費税等の増減額 (△は減少)	5,281	△518
預り金の増減額 (△は減少)	2,096	1,681
その他	15,182	△9,352
小計	6,000	17,990
利息及び配当金の受取額	50	90
利息の支払額	△2,750	△2,384
法人税等の支払額	△44,482	△384
法人税等の還付額	—	7,185
助成金の受取額	56,787	55,944
保険解約返戻金の受取額	4,134	494
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,739	78,936
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の預入による支出	△27,380	△79,250
定期預金等の払戻による収入	2,400	19,444
保険積立金の積立による支出	△16,971	△8,159
その他	△218	△7,653
投資活動によるキャッシュ・フロー	△42,169	△75,618
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	10,950	7,450
長期借入れによる収入	139,992	80,000
長期借入金の返済による支出	△94,918	△60,227
社債の償還による支出	△7,000	△7,000
配当金の支払額	△4,500	△2,250
財務活動によるキャッシュ・フロー	44,524	17,973
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22,093	21,290
現金及び現金同等物の期首残高	180,559	202,653
現金及び現金同等物の期末残高	※ 202,653	※ 223,944

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	12,230
減価償却費	382
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△1,039
賞与引当金の増減額 (△は減少)	250
受取利息及び受取配当金	△23
助成金収入	△308
支払利息及び社債利息	1,656
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	14,688
未収入金の増減額 (△は増加)	△180
未払金の増減額 (△は減少)	△8,356
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,927
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△10,668
預り金の増減額 (△は減少)	△3,382
その他	△6,138
小計	△2,814
利息及び配当金の受取額	23
利息の支払額	△1,656
法人税等の支払額	△15,227
助成金の受取額	308
営業活動によるキャッシュ・フロー	△19,367
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金等の預入による支出	△18,700
保険積立金の積立による支出	△1,400
その他	785
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,314
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△3,400
長期借入れによる収入	150,000
長期借入金の返済による支出	△41,595
社債の償還による支出	△3,500
配当金の支払額	△4,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	97,005
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	58,323
現金及び現金同等物の期首残高	223,944
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 282,267

(第23期事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日))

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として計上しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（期末自己都合退職金要支給額）に基づき、計上しております。計算方法は簡便法を使用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

（2）適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は現在も継続しており、今後の拡大・収束状況は依然として不透明な上、経済に与える影響は国内外の拠点によっても程度が異なり、先行きの見通しが難しい状況にあります。

当社は、翌事業年度においても一定期間は事業活動への影響が継続するものの、会計年度末に向けて緩やかに収束するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。その結果、これらの会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性があるため、上記の仮定に変化が生じた場合には、翌事業年度の財務状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を引き続き注視しております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,657千円	4,798千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	27,845千円	29,543千円
給料及び賞与	32,220	45,649
退職給付費用	877	1,849
減価償却費	753	1,141
支払手数料	16,716	30,575
賃借料	18,186	20,341

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下のとおりであります。

販売費	29.3%	28.9%
一般管理費	70.7%	71.1%

※2 特別損失のその他の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
社員旅行キャンセル料	7,914千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	900	—	—	900
合計	900	—	—	900

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年2月22日 定時株主総会	普通株式	4,500	5,000	2019年12月31日	2020年2月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年4月10日 定時株主総会	普通株式	2,250	利益剰余金	2,500	2020年12月31日	2021年4月10日

当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	900	—	—	900
合計	900	—	—	900

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年4月10日 定時株主総会	普通株式	2,250	2,500	2020年12月31日	2021年4月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月26日 定時株主総会	普通株式	4,500	利益剰余金	5,000	2021年12月31日	2022年3月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の当期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	333,788千円	356,572千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△131,135	△132,628
現金及び現金同等物	202,653	223,944

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針です。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものです。そのうち一部は、資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。また、管理部門が適時に資金繰り計画作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)をご参照ください）。

前事業年度（2020年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	333,788	333,788	—
(2) 売掛金	142,258	142,258	—
資産計	476,047	476,047	—
(1) 短期借入金	55,950	55,950	—
(2) 未払金	55,222	55,222	—
(3) 未払法人税等	338	338	—
(4) 未払消費税等	30,315	30,315	—
(5) 社債（1年内償還予定を含む）	36,000	36,008	8
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	220,160	219,015	△1,144
負債計	397,987	396,851	△1,135

当事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	356,572	356,572	—
(2) 売掛金	195,893	195,893	—
資産計	552,465	552,465	—
(1) 短期借入金	63,400	63,400	—
(2) 未払金	106,256	106,256	—
(3) 未払法人税等	15,227	15,227	—
(4) 未払消費税等	29,796	29,796	—
(5) 社債（1年内償還予定を含む）	29,000	29,007	7
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	239,933	239,229	△703
負債計	483,614	482,917	△696

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債（1年内償還予定を含む）、(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を新規に同様の社債発行、借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
出資金	1,100	650
非上場株式	440	440
敷金	491	299

上記については、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	333,788	—	—	—
売掛金	142,258	—	—	—
合計	476,047	—	—	—

当事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	356,572	—	—	—
売掛金	195,893	—	—	—
合計	552,465	—	—	—

(注4) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	7,000	7,000	7,000	7,000	8,000	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	51,053	36,191	30,203	40,416	30,597	31,700
合計	58,053	43,191	37,203	47,416	38,597	31,700

当事業年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	7,000	7,000	7,000	8,000	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	56,207	50,219	57,072	40,605	25,074	10,756
合計	63,207	57,219	64,072	48,605	25,074	10,756

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、退職一時金制度 (すべて非積立型) を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金 (前払年金費用) 及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金 (前払年金費用) の期首残高と期末残高の調整表

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
退職給付引当金 (△は前払年金費用) の期首残高	△6,489	△8,616
退職給付費用	△2,126	△1,993
退職給付の支払額	—	—
退職給付引当金 (△は前払年金費用) の期末残高	△8,616	△10,610

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 (前払年金費用) の調整表

(単位: 千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
一時金制度の退職給付債務	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△8,616	△10,610
退職給付引当金 (△は前払年金費用)	△8,616	△10,610
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△8,616	△10,610

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前事業年度は△2,126千円、当事業年度は△1,993千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	—千円	1,661千円
賞与引当金	2,572	2,737
未払費用	392	412
減価償却費	—	526
資産除去債務	1,341	1,369
その他	564	650
繰延税金資産小計	4,870	7,358
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	4,870	7,358
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△18
前払年金費用	△2,918	△3,668
未収還付法人税等	△999	—
繰延税金負債合計	△3,917	△3,687
繰延税金資産の純額	952	3,670

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	33.9%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	0.9	0.7
特別税額控除	—	△5.1
軽減税率適用による影響額	△3.4	△2.8
過年度法人税等	△3.4	△0.6
その他	△4.3	4.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.7	30.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
期首残高	3,960千円	3,960千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	—	—
期末残高	3,960	3,960

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	システム開発事業	インフラ事業	合計
外部顧客への売上高	839,918	235,787	1,075,706

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
TDCソフト(株)	460,015	(注)
富士通(株)	147,189	(注)

(注)当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	システム開発事業	インフラ事業	合計
外部顧客への売上高	1, 213, 274	272, 019	1, 485, 293

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
TDCソフト(株)	733, 790	(注)
富士通(株)	189, 618	(注)

(注) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 役員及び個人主要株主等

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	柴田美知男	—	—	当社代表 取締役 社長	(被所有) 直接 25.4	債務 被保証	銀行借入に対す る債務被保証 (注3)	3,344	—	—

(注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引価格及び条件については、市場価格等を勘案し、交渉により決定しております。

(注3) 当社の借入債務に対し、当社代表取締役社長柴田美知男が債務保証を行っており、取引金額は当事業年度末の債務保証残高を記載しております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(イ) 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	2,527円54銭	2,925円13銭
1株当たり当期純利益	377円11銭	422円22銭

(注1) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	227,478	263,262
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	227,478	263,262
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	90,000	90,000

(注4) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益 (千円)	33,940	37,999
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	33,940	37,999
普通株式の期中平均株式数 (株)	90,000	90,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことにより株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2022年10月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式について、それぞれ1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 89,100株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 90,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 360,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

2022年10月1日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(第24期中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日))

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として計上しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間分に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（中間期末退職金自己都合要支給額）に基づき、計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、システム開発における請負契約及び準委任契約が含まれております。これらの契約は期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法にて計上しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当中間会計期間の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当中間会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は現在も継続しており、今後の拡大・収束状況は依然として不透明な上、経済に与える影響は国内外の拠点によっても程度が異なり、先行きの見通しが難しい状況にあります。

当社は、当中間会計期間末の翌日以降においても一定期間は事業活動への影響が継続するものの、事業年度末に向けて緩やかに収束するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。その結果、これらの会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性があるため、上記の仮定に変化が生じた場合には、当事業年度の財務状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を引き続き注視しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (2022年6月30日)	
有形固定資産の減価償却累計額	5,181千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	
役員報酬	25,030千円
給料及び賞与	29,849
退職給付費用	1,599
減価償却費	382
支払手数料	12,657
賃借料	10,009

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
発行済株式				
普通株式	900	—	—	900
合計	900	—	—	900

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月26日 定時株主総会	普通株式	4,500	5,000	2021年12月31日	2022年3月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末日の翌日以降となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の当中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
現金及び預金勘定	417,796千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△135,529
現金及び現金同等物	282,267

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2022年6月30日)

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債 (1年内償還予定を含む)	25,500	25,414	△85
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	348,338	347,425	△912
負債計	373,838	372,839	△998

(注) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間 (2022年6月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間 (2022年6月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定を含む)	—	25,414	—	25,414
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	347,425	—	347,425
負債計	—	372,839	—	372,839

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債 (1年内償還予定を含む)、長期借入金 (1年内返済予定を含む)

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
期首残高	3,960千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	—
期末残高	3,960

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	ソリューション サービス事業
一時点で移転される財	—
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	817,111
顧客との契約から生じる収益	817,111
外部顧客との売上高	817,111

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載のとおりであります。

(1) 請負契約及び準委任契約に基づく業務

請負契約及び準委任契約に基づく業務については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、中間期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法にて計上しております。

(2) 派遣契約に基づく業務

派遣契約に基づく業務については、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	185,485
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	166,516
契約資産（期首残高）	10,407
契約資産（期末残高）	14,688

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間については、履行義務に関して、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	システム開発事業	インフラ事業	合計
外部顧客への売上高	669,510	147,601	817,111

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
TDCソフト(株)	420,239	(注)
富士通(株)	85,433	(注)

(注) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり純資産額	2,963円06銭
1株当たり中間純利益	88円84銭

(注1) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当中間会計期間 (2022年6月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	266,675
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	266,675
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	90,000

(注4) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当中間会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
中間純利益 (千円)	7,995
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	7,995
普通株式の期中平均株式数 (株)	90,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことにより株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2022年10月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式について、それぞれ1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 89,100株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 90,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 360,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

2022年10月1日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が当中間会計期間の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	2,357	840	—	3,197	2,289	63	907
工具、器具及び備品	4,126	—	—	4,126	2,509	1,078	1,617
有形固定資産計	6,483	840	—	7,323	4,798	1,141	2,524

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ウイズ・ワン 第1回無担保社債	2018年3月	36,000	29,000 (7,000)	0.1	無	2025年
合計	—	36,000	29,000 (7,000)	—	—	—

(注1) 当期末残高欄の()書は、1年以内に償還が予定されている額であります。

(注2) 社債の決算日後5年以内の償還予定額は以下のとおりです。

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
社債	7,000	7,000	7,000	8,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	55,950	63,400	1.7	—
1年以内に返済予定の長期 借入金	51,053	56,207	1.4	—
長期借入金(1年以内に返 済予定のものを除く。)	169,107	183,726	0.8	2023年～2027年
合計	276,110	303,333	—	—

(注1) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	50,219	57,072	40,605	25,074

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	7,593	7,916	7,593	—	7,916

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	70
預金	
普通預金	223,873
定期預金	132,628
小計	356,501
合計	356,572

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
TDCソフト(株)	71,482
富士通(株)	44,165
サイバーコム(株)	11,409
セントラルソフト(株)	9,516
(株)NTTデータ	7,997
その他	51,321
合計	195,893

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
142,258	1,633,822	1,580,188	195,893	89.0	37.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 長期預金

相手先別内訳

区分	金額(千円)
定期預金	153,389
定期積金	32,400
合計	185,789

2 流動負債

① 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)ウイング・システム	12,792
(株)ビジネス・リンク	8,343
(株)三鋭システム	6,938
プロクリ(株)	4,733
(株)マリモ・グローバル・テクノロジー	4,675
その他	68,772
合計	106,256

② 未払費用

内容	金額(千円)
給与	54,658
社会保険料	23,984
事業所税	1,589
その他	80
合計	80,312

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注1) 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料(注2)
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://wiss1.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注1) 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

(注2) 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

(注3) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利、(2) 会社法第166条1項の規定により請求する権利、(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年12月14日	中島茂雄	広島県安芸郡府中町	従業員	柴田美知男	神奈川県横須賀市	特別利害関係者等(役員、大株主上位10名)	5	250,000 (50,000) (注3)	従業員退職による
2020年12月14日	柴田美知男	神奈川県横須賀市	特別利害関係者等(役員、大株主上位10名)	三上亮	東京都東久留米市	従業員	1	50,000 (50,000) (注3)	従業員のモチベーション向上のため
				佐藤伸哉	東京都練馬区	従業員	1	50,000 (50,000) (注3)	従業員のモチベーション向上のため
2020年12月14日	小原紹五	横浜市南区	特別利害関係者等(役員、大株主上位10名)	平根和也	福岡市博多区	従業員	2	100,000 (50,000) (注3)	従業員のモチベーション向上のため
				伊藤俊輔	東京都世田谷区	従業員	2	100,000 (50,000) (注3)	従業員のモチベーション向上のため
				野中寿治	東京都東久留米市	従業員	1	50,000 (50,000) (注3)	従業員のモチベーション向上のため
2022年2月25日	関口亮	東京都練馬区	元従業員	平野隼都	東京都葛飾区	特別利害関係者等(役員、大株主上位10名)	4	200,000 (50,000) (注3)	従業員退職による

(注1) 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます。)の末日(2021年12月31日)から起算して2年前(2020年1月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等(従業員持株会社を除く。以下(注2)において同じ)が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

(注2) 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

(注3) 移動価格については、譲渡人と譲受人が協議の上、決定した価格であります。

(注4) 2022年10月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の移動株数及び価格(単価)は当該株式分割前の内容を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
柴田 美知男 (注1、2)	神奈川県横須賀市	22,900	25.44
工藤 浩昭 (注1)	埼玉県ふじみ野市	10,000	11.11
井手 浩太 (注1、3)	埼玉県和光市	8,000	8.88
五十嵐 圭 (注1、4)	千葉県習志野市	4,600	5.11
幸 隆志 (注1、3)	埼玉県越谷市	4,600	5.11
栗田 基輝 (注1、4)	東京都北区	4,200	4.66
平野 隼都 (注1、3)	東京都葛飾区	3,900	4.33
小原 紹五 (注1、3)	横浜市南区	3,300	3.66
吉川 正太 (注1、3)	東京都足立区	3,000	3.33
松本 隆裕 (注1、4)	神奈川県藤沢市	3,000	3.33
金井 義治 (注4)	埼玉県本庄市	2,600	2.88
原田 昇 (注5)	東京都練馬区	2,500	2.77
木村 喜昭 (注3)	大分県大分市	2,000	2.22
藤平 瑛司 (注4)	千葉県柏市	2,000	2.22
星 敏彦	埼玉県鴻巣市	2,000	2.22
高田 誠 (注4)	東京都江戸川区	1,000	1.11
光山 智史 (注4)	千葉県習志野市	900	1.00
川島 二三男 (注4)	千葉市稲毛区	800	0.88
秋本 一郎 (注4)	東京都西東京市	800	0.88
川波 弘 (注4)	横浜市中区	600	0.66
井手 亮輔 (注3)	福岡市早良区	600	0.66
湯浅 太佑 (注4)	川崎市幸区	600	0.66
西島 啓太 (注4)	東京都狛江市	600	0.66
宮崎 慎太郎 (注4)	福岡県筑紫郡那珂川町	600	0.66
市村 頼子 (注4)	千葉県柏市	400	0.44
鈴木 貴之 (注4)	東京都墨田区	400	0.44
大嶋 克也 (注4)	東京都大田区	400	0.44
佐藤 嘉昭 (注4)	千葉県柏市	400	0.44
(株)エイシル	千葉市中央区新町24-9-7F	400	0.44
近藤 尚樹 (注4)	神奈川県海老名市	200	0.22
保科 達也 (注4)	埼玉県和光市	200	0.22
大場 俊彦 (注4)	千葉県八千代市	200	0.22
片倉 優太 (注4)	東京都国分寺市	200	0.22
鈴木 勝彦 (注4)	横浜市鶴見区	200	0.22
平根 和也 (注4)	福岡市博多区	200	0.22
伊藤 俊輔 (注4)	東京都世田谷区	200	0.22
小椋 雄太 (注4)	東京都調布市	200	0.22
藤山 慧太 (注4)	埼玉県深谷市	200	0.22
斎藤 裕介 (注5)	東京都目黒区	200	0.22
戸谷 宏 (注5)	長野県大町市	200	0.22
大塚 みさき (注4)	川崎市宮前区	100	0.11
四宮 敦 (注4)	東京都大田区	100	0.11
福士 光章 (注4)	千葉縣市川市	100	0.11
三上 亮 (注4)	東京都東久留米市	100	0.11

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
佐藤 伸哉 (注4)	東京都練馬区	100	0.11
本間 悠祐 (注4)	千葉県市川市	100	0.11
野中 寿治 (注4)	東京都東久留米市	100	0.11
計	—	90,000	100.00

(注1) 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注2) 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

(注3) 特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注4) 当社の従業員

(注5) 当社の元従業員

(注6) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2023年2月6日

株式会社ウイズ・ワン
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新堀 智之

業務執行社員 公認会計士

大飼 宗次

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイズ・ワンの2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイズ・ワンの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2020年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に

より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2023年2月6日

株式会社ウイズ・ワン
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新聞 智之

業務執行社員 公認会計士

大飼 宗次

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイズ・ワンの2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウイズ・ワンの2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す

ると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上